

Q 高額の原状回復費 家主から請求

母が先日亡くなり、30年以上住んでいた部屋の整理をしました。荷物が散乱して汚れも目立つ状態でした。相続人は私だけなので、掃除をして部屋を明け渡しました。すると後日、家主から原状回復費用として300万円も請求されました。支払わなくてはならないのでしょうか。



民法上、賃貸借契約が終わって建物を明け渡す際、賃借人に原状回復の義務があります。部屋の中の荷物を整理し、「空」の状態できれいにして明け渡さなくてはならないのです。

問題は、賃借人がどの程度きれいにするかです。入居した当時の状態にしなく

ければならないのでしょうか。壁紙にたなびくヤニがついたのはどうでしょうか。

一般的に、建物の賃貸借契約における原状回復義務が問題になる場合、「建物の経年変化によるもの」「通常の損耗によるもの」は賃貸人の負担であり、それ以

ればならないのか。それとも、建物は年月とともに古くなるから、それに応じてそれなりのきれいさで良いのです。

もちろん、子供が誤って部屋の壁に穴を開けたといった場合は、元に戻す必要があります。では、その部屋の汚さが絶対必要があります。では、

ではないのか。それとも、建物は年月とともに古くなるから、それに応じてそれなりのきれいさで良いのです。

外の通常損耗を超えるものが賃借人の負担と考えられています。経年変化や通常損耗の建物の劣化は賃料に含まれていると考えられて

いていても原状回復義務はない」と考えて良いでしょう。

原状回復を巡る賃借人と賃貸人のトラブルは数多く発生しています。敷金を大幅に超えるような請求をされた場合は、身近な弁護士に相談しましょう。

従って、賃借人の原状回復義務があるかどうかは、その部屋の汚さが絶対必要があります。では、

（回答）宇藤和彦弁護士

経年変化や損耗義務なし

ではないのか。それとも、建物は年月とともに古くなるから、それに応じてそれなりのきれいさで良いのです。

外の通常損耗を超えるものが賃借人の負担と考えられています。経年変化や通常損耗の建物の劣化は賃料に含まれていると考えられて

いていても原状回復義務はない」と考えて良いでしょう。

原状回復を巡る賃借人と賃貸人のトラブルは数多く発生しています。敷金を大幅に超えるような請求をされた場合は、身近な弁護士に相談しましょう。

従って、賃借人の原状回復義務があるかどうかは、その部屋の汚さが絶対必要があります。では、

（回答）宇藤和彦弁護士



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。